

## 船舶事故調査報告書

平成27年5月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年2月25日 11時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市琴埼南東方沖 琴埼灯台から真方位128° 750m付近 （概位 北緯34° 32.84′ 東経129° 28.48′）
事故調査の経過	平成26年2月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 恭洋丸、4.7トン NS3-89195（漁船登録番号）、個人所有 10.50m（Lr）×2.48m×0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和55年2月1日 B 漁船 白波、1.39トン NS3-84410（漁船登録番号）、個人所有 6.69m（Lr）×1.46m×0.65m、FRP ディーゼル機関、25kW（動力漁船登録票による）、昭和49年8月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月21日 免許証交付日 平成22年8月30日 （平成27年9月5日まで有効） B 船長B 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月31日 免許証交付日 平成23年3月14日 （平成28年5月8日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 船首外板及び船首甲板に破損、主機及び船内電気機器に濡損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、対馬市上島東方沖でのほえ縄漁

	<p>を終え、長崎県対馬市琴漁港に帰るため約9.5ノットの対地速力で琴埼南東方沖を南西進していた。</p> <p>船長Aは、操舵室の椅子に腰を掛け、レーダーを0.75海里レンジにして、手動操舵で操船していたところ、平成26年2月25日11時30分ごろ、A船の船首とB船の右舷船首が衝突した。</p> <p>A船は、事故のあったことを所属する漁業協同組合に電話し、救助を頼んだ。</p> <p>A船は、プロペラにB船のシーアンカーが巻き付いていたので、航行できずに漂泊し、僚船が到着後に鎌を借りてシーアンカーを切り、自力で航行して琴漁港に帰った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、琴埼南東方沖でシーアンカーを船首から投入して漂泊し、一本釣り漁をしていた。</p> <p>B船は、北方を向き、船長Bが左舷前部に立って西方を向いて漁を行っていたところ、A船が衝突した。</p> <p>B船は、衝突によって左舷を下に転覆し、船長Bは、海上に投げ出され、転覆したB船の船底に這い上がって救助を待った。</p> <p>船長Bは、約5分後に、僚船に救出され、B船は、転覆状態でえい航され琴漁港に帰った。</p> <p>船長Bは、帰港後、救急車で病院に運ばれ、頭部打撲と診断された。</p> <p>B船は、船首が破損し、機関、電気系統が海水に浸かったので、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船外観、写真2 B船損傷部、写真3 転覆したB船を琴漁港で復原 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、航行中、船首が浮上し、死角が生じていたが、船首を左右に振るなどの船首死角を補う見張りを行っていなかった。</p> <p>船長Aは、レーダーを作動させていたが、画面を見ていなかった。</p> <p>船長Aは、漁が終わって港の近くまで戻っていることで、緊張が緩んでいたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、いつも本事故発生場所付近で漁をしており、今まで接近して来る船がいても、B船を避けてくれていたので、今回も他船の方が避けてくれると思い、周囲に注意を払っていなかった。</p> <p>船長Bは、A船に背中を向けており、衝突する直前までA船に気付かなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していたが、船長Bの救命胴衣は衝突により落水したはずみで脱げた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、琴埼南東方沖を南西進中、船長Aが、船首方に死角が生じている状況下、船首を左右に振るなど、見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、漁が終わって港の近くまで戻っていることで緊張感が緩んだことから、船首を左右に振るなどの見張りをしていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、琴埼南東方沖で漂流して操業中、船長Bが漁に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、漂流して一本釣り中、接近する他船が避けてくれたことから、見張りを適切に行っていなかった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、琴埼南東方沖において、A船が南西進中、B船が漂流して操業中、船長Aが、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが漁に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中に船首死角を生ずる場合、レーダーを使用したり、船首を左右に振るなどし、船首死角を補う見張りを行うこと。</li> <li>・漂流中であっても、見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

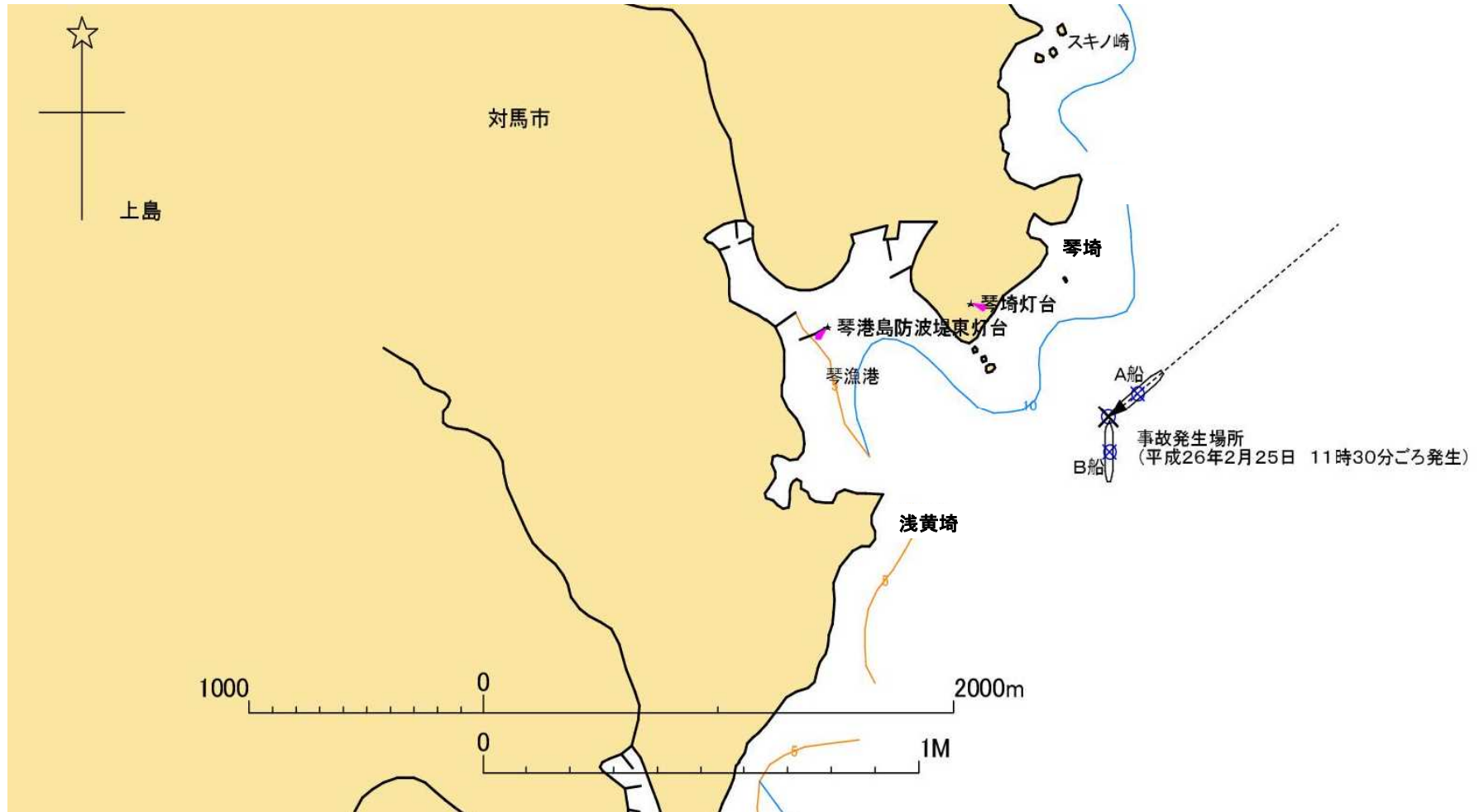


写真1 A 船外観



写真2 B 船損傷部



写真3 転覆したB船を琴漁港で復原

